



六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関する万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならぬ。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する國の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域の作成及び実施が円滑に行なわれるよう、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならぬ。

### (都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びにその区域の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

に当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自發的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他の市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力しなければならない。

4 (地方公共団体相互の協力)  
第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならない。

5 (国及び地方公共団体とボランティアとの連携)  
第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

### (住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならぬ。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に關し、國又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 前二項に規定するもののか、地方公共団体の所掌事務にのつとり、食品、飲料水の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

4 (施策における防災上の配慮等)  
第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として國土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるよう意を用いなければならない。

5 (施策における防災上の配慮等)  
第九条 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に關する科学的研究とその成果の実現に關する事項  
二 治山、治水その他の國土の保全に関する事項  
三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に關する事項  
四 交通、情報通信等の都市機能の集積に對応する防災対策に關する事項  
五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に關する施設及び組織並びに防災上必要な通信に關する施設及び組織の整備に關する事項  
六 災害の予報及び警報の改善に關する事項  
七 地震予知情報(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第三号の地震予知情報をいう)を周知させるための方策の改善に關する事項  
八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項  
九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項  
十 火山現象等による長期的災害に對する対策

十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に關する施設及び組織の整備に關する事項  
十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に關する協定並びに民間の団体の協力の確保に關する協定の締結に關する事項  
十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自發的な防災活動の促進に關する事項  
十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に關する事項  
十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に對する防災上必要な措置に關する事項  
十六 海外からの防災に關する支援の受入れに關する事項  
十七 被災者に對する的確な情報提供及び被災者からの相談に關する事項  
十八 防災上必要な教育及び訓練に關する事項  
十九 防災思想の普及に關する事項  
二十 (政府の措置及び国会に對する報告)  
二十一 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

二十二 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に關する計画及び防災に關してとつた措置の概況を国会に報告しなければならない。  
(他の法律との関係)  
第十二条 防災に關する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

二十三 第二章 防災に關する組織  
第一節 中央防災会議  
(中央防災会議の設置及び所掌事務)  
二十四 第十二条の二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諸間に応じて防災に關する重要事項を審議すること。

二十五 第十二条の二 内閣府に、中央防災会議を置く。

二十六 第十二条の二 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。  
二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諸間に応じて防災に關する重要事項を審議すること。  
三 前号に規定する重要事項に關し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。







11	緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
12	緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
	(緊急災害対策本部の所掌事務)
<b>第二十八条の四</b>	緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
二	所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関・指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
三	非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
四	第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
五	前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

3	緊急災害現地対策本部長は、緊急災害現地対策本部員その他の職員のうちから第三項までの権限の全部を一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
4	緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部を一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
5	緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規範による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
6	緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

#### 第四節 災害時における職員の派遣

3	都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣をして、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。)の職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。
4	前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。
5	中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
6	中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3	前各号に掲げるもののほか、防災業務計画について定めるものとする。
4	中央防災会議が必要と認めるものとし、防災基本計画には、次に掲げる事項に関する点をおくべき事項
5	一 防災に係る総合的な長期的な計画 二 防災業務計画及び地域防災計画において重視する事項
6	一 防災に係る総合的な長期的な計画 二 防災業務計画及び地域防災計画において重視する事項

2	前項に規定するもののほか、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。
3	前各号に掲げるもののほか、防災に係る中央防災会議が必要と認める事項
4	一 防災に係る総合的な長期的な計画 二 防災業務計画及び地域防災計画において重視する事項
5	一 國土の現況及び気象の概況 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
6	一 防災に係る総合的な長期的な計画 二 防災業務計画及び地域防災計画において重視する事項

(派遣行政機関の防災業務計画)

2	指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、これを修正しなければならない。
3	都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとする

(派遣職員に関する資料の提出等)









5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村・都道府県・指定公共機関の代表者は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

#### 第二節 警報の伝達等

（発見者の通報義務等）  
第十五条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（都道府県知事の通知等）  
第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の態及びこれに対応してるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

（市町村長の警報の伝達及び警告）  
第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたと

き、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該災害の発生は、公私との団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対しても、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）  
第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（第三節 事前措置及び避難）  
第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防團に出动の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは直ちに、その旨を公示しなければならない。

（市町村長の出動命令等）  
第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められることができなくなつたときは、当該市町村の市町村が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）  
第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

（市町村長の避難の指示）  
第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるときは、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める居住者等に對し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

（警察官等の避難の指示）  
第六十二条 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）  
第六十三条 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（指定行政機関の長等による助言）  
第六十四条 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（第六十一条の二）  
第六十五条 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示のための通信設備の優先利用等）  
第六十六条 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立

退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代理する場合を含む。）について準用する。

（広域避難の協議等）

**第六十一条の四** 市町村村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れる要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

6 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議

9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下「この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要なことがなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議大臣に報告しなければならない。

13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）

**第六十一条の六** 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け

入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を内閣府令で定める者に通知しなければならない。

都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

**第六十一条の七** 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

## (居住者等の運送)

**第六十一条の八** 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならぬ。

## 第四節 応急措置等

## (市町村の応急措置)

**第六十二条** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

**第六十三条** 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止する。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権をきる。

行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらのから要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいな場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

**第六十四条** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の灾害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」といいう。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合は、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前三项に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有者は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警戒区域の長が行なう工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長等

が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

**第六十五条** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

**第六十六条** 災害が発生した場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかるわらず、当該物件を保管することができる。

3 第一項の規定は、市町村長その他の同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいな場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、災害応急対策を実施するため必要な措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

**第六十七条** 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要な措置をとつたときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するため必要な措置をとつたときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を拒んではならない。

要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

#### (災害派遣の要請の要求等)

**第六十八条の二** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をする。

市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

**第六十九条** 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

(都道府県の応急措置)

**第七十条** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、都道府県の所轄の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生するところにおいて、都道府県知事は、その区域内の市町合において、都道府県知事は、その区域内の市

町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるよう努めなければならない。

都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

都道府県知事は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

**第二** 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があるため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置を拒んではならない。

**第三** 第一項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事業を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第二項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

**第四** 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

**第五** 第一項の規定による都道府県の代行に関する必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事の従事命令等)

**第七十一条** 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、灾害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

**第六十二条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に對し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

**第六十三条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事が、(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は災害発生市町村長を応援するとのを求めるよう求めることができる。

**第六十四条** 都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることがある。

**第六十五条** 内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるとときは、当該災害発生都道府県の知事に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施することができる。

**第六十六条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の知事に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施することができる。

**第六十七条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の知事に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施することができる。

**第六十八条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の知事に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施することができる。

く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるとときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援するのを求めることがある。

都道府県知事による応急措置の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對し、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第三** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第四** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第五** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第六** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第七** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第八** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第九** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十一** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十二** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十三** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十四** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十五** 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要請に係る応援に從事する者は、災害応急対策の実施に對しては、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

施されないと認めるときは、他の都道府県知事に對し、当該災害が発生し又は発生するおそれがある市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することができる。

都道府県知事による応急措置の指示又は要請に係る応援に從事する場合は、災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第二** 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第三** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第四** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第五** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第六** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第七** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第八** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第九** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十一** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十二** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十三** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

**第十四** 前二項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、その市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長の指揮の下に行動するものとする。

応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該灾害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する灾害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするために特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該灾害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該都道府県の市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

**第七十四条の四** 第七十一条第三項に規定するもののか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長等に、当該災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害時における事務の委託の手続の特例)

**第七十五条** 都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(災害時における交通の規制等)

**第七十六条** 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生し

ようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の

必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を

指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策的的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

**第七十六条の二** 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することができないときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することができないときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 前二項の規定による駐車については、道路交

通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定による命令に従つて行う措置及び

第二項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により行う措置については、第七十六条第一項、第二項又は前項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の通行の禁止及び制限による第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

**第七十六条の三** 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいなかったために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることをとるべきことを命ぜられる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは、「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)」の通行」と、緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは、「消防用緊急通行車両(消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものを含む。)」を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。)」をいう。

3 会社管理高速道路(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社(第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。)が同法第四条の規定により維持・修繕及び災害復旧を行う高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)をいう。第七十六条の六において同じ。)の区間について第一項の規定による要請をする

場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法  
人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と「第七十六条  
の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第  
五項の規定により会社管理高速道路の道路管  
理者に代わって機構が行う同条第一項」とする。  
4 公社管理道路（地方道路公社）（地方道路公社

る緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等

特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わって行う権限についても、同様とする。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事をして、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようするため、必要な施策を講じなければならない。

(災害時ににおける車両の移動等)  
**第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等**（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めることにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他當該指定をした道路の区間におけることその他の事項を定め得る。

6 道路の道管管理者に代わって、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。

7 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道管管理者に代わってその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

8 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道管管理者に代わって行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。

9 地方道路公社は、公社管理道路の道管管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定によつて、第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道管管理者に代わつて行う権限は、道路整備の道管管理者に代わつて行う権限は、道路整備

3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に關し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めることにより、当該漁港管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

**第七十六条の八** 第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(指定行政機関の長等の応急措置)

**第七十七条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定

は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

**第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。**

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

**第七十六條の五** 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めることにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

4 項の規定による命令をしないこととした場合によ  
る道路管理者等は、第一項又は前項の規定によ  
る措置をとるためやむを得ない必要があるときは、  
その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分する  
ことができる。

二二二、港内航行規則の実施に付随する事項のうち、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めることにより、当該港湾管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長  
2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長  
は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は  
物資を收用するため必要があると認めるときは、  
その職員に物資を保管させる場所又は物資  
の所在する場所に立ち入り検査をさせることができ  
る。

二 らされた者が、当該措置をとらない場合  
道路管理業者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいたために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定によるとする措置をとらせることができないと認めて同

保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることが可能である。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

条第二号に掲げる一般国道をいう)、都道府県道(同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう)及び市町村道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ)。又は、都道府県知事は地方自治法第二百五十五条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関して、緊急通行車両の通行を確

長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。  
(指定行政機関の長等の収用等)

2 置をとることを命ずることがができる。  
道路管理者等は、前項の規定による指定をして  
たときは、直ちに、当該指定をした道路の区間  
(以下「この項において「指定道路区間」という  
。) 内に在る者に対し、当該指定道路区間を周  
知させる措置をとらなければならぬ。

特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

2 めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

前項の場合において、応急措置を実施するため必要な手配について、旨三文(機関)の









要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に對し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができ。災害応急対策に要する費用に対する国の負担（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第九十五条 前条に定めるもののほか、第二十三条の七第二項の規定による特定災害対策本部長の指示、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第九十八条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が

円滑に講ぜられるようなものでなければならぬ。い。

第九十九条 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

1 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準

2 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助

3 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

（災害に對処するための國の財政上の措置）

第一百条 政府は、災害が発生した場合において、國の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に對処するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条规定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

（地方公共団体の災害対策基金）

第一百一条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時の経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならぬ。

（起債の特例）

第一百二条 次の各号に掲げる場合においては、政

令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とするこ

とができる。

（災害緊急事態の布告）

第一百三条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が

国経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に對応するため特別の必要があると認めるとときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

（国会の承認及び布告の廃止）

第一百四条 次の各号に掲げる場合においては、政

令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とするこ

とができる。

（灾害緊急事態における緊急災害対策本部の設置）

第一百五条 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

（災害融資）

第一百四条 政府は、第一百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下この条において「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

3 国の経済の秩序の維持に関する重要な事項

4 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要な事項

5 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要な事項

6 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針を告示しなければならない。

8 内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

9 第三項及び第四項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。

10 内閣総理大臣は、前項の規定により対処基本方針がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（情報の公表）

第一百五条 内閣総理大臣は、第一百五条の規定による災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならない。

### （国民への協力の要求）

2 による災害緊急事態の布告があつたときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他の必要な協力を求めることができる。

3 国民は、前項の規定により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならぬい。

第四項	第三項	第三項	第三項
第四項	第三項	第三項	第三項
免責期限が定められた	延長期日が定められた	灾害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による災害緊急事態の布告があつた	超えない範囲内において政令で定める
			経過する

災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百五十五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第二条第一項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起算して一年を経過する
		定期する

し、又は参議院の緊急集会を認め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その

5 令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。

**（災害緊急事態の布告に伴う特例）**  
**第一百八条の四 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、第八十六条の二第一**

二項	条第 二項 られた	規定による災害緊急事態の 布告があつた
○費用限界の適用を受ける場合	○費用限界の適用を受ける場合	○費用限界の適用を受ける場合

**(緊急措置)**

**第一百九条** 災害緊急事態に際し國の經濟の秩序を  
維持する、及び公法上の停止を維持するこれら緊急の

又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失う。

項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項及び第八十六条の五第一項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第二項及び第三項、第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五第二項から第十三項までの規定を適用する。この場合において、第八十六条の二第二項及び第八十六条の三第二項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。

第一百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項又は第

第三項	第四項 免責期限が定められた	責任	到来する特定義務
前二項	前項	その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）	算して四月を経過する特定非常災害発生日から起算して四月を経過する特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。)
する	免責期限が到来する	布告があつた	常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。)
算して四月を経過する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する		

二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他給付の対価の最高額の決定

三 金銭債務の支払(賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長

前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対する二年以下の懲

一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止

二 災害が開会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつひとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会が終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。

7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお從前の例による。

八十六条の五第一項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定められたときは、前項（当該政令に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第五項	第二条第一項又 は第二項の文言 は第二項の文言	災害対策基本法第百五条の 規定による災害緊急事態	前二項	同項
第四項	第三項	前三項	前二項	前項

二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他給付の対価の最高額の決定

三 金銭債務の支払(賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長

前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対する二年以下の懲

一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止

二 災害が開会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつひとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会が終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。

7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお從前の例による。

者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号。以下この条において「特定非常災害法」という。）第二条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第三条から第六条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第三条から第六条まで（特定非常災害法第四条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常

条 第 六	五 項	第 五	同 項	一 項
もの の政令で定める	第五項に規定する	超えない範囲内 において政令で定める	同日後二年を経過する	第二項に規定するものに定め布告がある措置を指定するものの施行の

る旨の規定 法人の代表者は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関するその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができない場合にその価額を追徴する旨の規定を設けることができる。

3 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廢止しなければならない。

4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定

（特別区についてのこの法律の適用）  
**第二百十一条** この法律の適用については、特別区  
は、市とみなす。

2 場合について準用する。

る。前条第三項から第七項までの規定は、前項の  
場合について準用する。

る。国会が開会中又は衆議院が解散中で  
あり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議  
院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまが  
ないときは、内閣は、当該受入れについて必要  
な措置をとるため、政令を制定することができ  
る。

災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同一の下欄に掲げる字句とする。									
第三条第一項において政令で定める									
二 超えない範囲内									
第六条 第五項 もの の政令で定める	第五項 の政令で定める	第一項 の政令で定める	第四項 の政令で定める	第四項 の政令で定める	第三項 の政令で定める	第二項 の政令で定める	第一項 の政令で定める	第三条第一項 の政令で定める	第一条第一項又 は第二項の政令 でこの条に定め る措置を指定す るものとの施行の 超えない範囲内 において政令で 定める
法務大臣が告示するもの	同日後二年を経過する	経過する	前二項	前二項	算して四月を経過する	布告があった	規定による災害緊急事態の 発生日から起 算して四月を経過する	特定非常災害発生日から起 算して四月を経過する	その不履行に係る行政上及 び刑事上の責任（過料に係 るものも含む。）
2	第三条第一項 の政令で定める	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	2	第三条第一項 の政令で定める	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	第三条第一項 の政令で定める	一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止	第一項において政令で定める	第三条第一項 の政令で定める
4	3	一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止	三 金銭債務の支払（賃金、災害補償の給付金その他他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長	2	第三条第一項 の政令で定める	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	第三条第一項 の政令で定める	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	第三条第一項 の政令で定める
4	3	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	2	第三条第一項 の政令で定める	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	第三条第一項 の政令で定める	二 災害緊急事態に際し国の經濟の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつゝとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。	第三条第一項 の政令で定める

し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、その  
とつた措置をなお継続すべき場合には、その政  
令に代わる法律が制定される措置をとり、その  
他の場合には、その政令を制定したことについ  
て承認を求めなければならない。

5 第一項の規定により制定された政令は、既に  
廃止され、又はその有効期間が終了したものを  
除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集  
会においてその政令に代わる法律が制定された  
ときは、その法律の施行と同時に、その臨時会  
又は緊急集会においてその法律が制定されない  
こととなつたときは、制定されないこととなつ  
た時に、その効力を失う。

6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により  
制定された政令は、既に廃止され、又はその有  
効期間が終了したものを除き、第四項の国会の  
臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過  
した時若しくはその臨時会の会期が終了した時  
のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急  
集会が開かれた日から起算して十日を経過した  
時若しくはその緊急集会が終了した時のいずれ  
か早い時にその効力を失う。

7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力  
を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなけ  
ればならない。

8 第一項の規定により制定された政令に罰則が  
設けられたときは、その政令が効力を有する間  
に行なわれた行為に対する罰則の適用について  
は、その政令が廃止され、若しくはその有効期  
間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定  
によりその効力を失つた後においても、なお從  
前の例による。

第九条の二 災害緊急事態に際し法律の規定に  
よつては被災者の救助に係る海外からの支援を  
緊急かつ円滑に受け入れることができない場合  
において、国会が閉会中又は衆議院が解散中で  
あり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議  
院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまが  
ないときは、内閣は、当該受入れについて必要な  
措置をとるため、政令を制定することができ  
る。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の  
場合について準用する。

(特別区についてのこの法律の適用)

第一百十条 この法律の適用については、特別区  
は、市とみなす。







<p><b>附 則</b> (平成一八年二月二二日法律第二十八号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年三月三一日法律第二一号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年五月二日法律第三十七号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年五月二日法律第三十七号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年五月二日法律第三十七号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>
---

<p><b>第一 条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>(災害対策基本法の一項改正に伴う経過措置)</b></p> <p><b>第二 条</b> この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。)の規定によりされている協議の申出(災害対策基本法の一項改正に伴う経過措置)を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>第一 条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>(政令への委任)</b></p> <p><b>第二十一条</b> 附則第一条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p>
---

<p><b>第一 条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>(検討)</b></p> <p><b>第二 条</b> 政府は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による灾害をいう。以下この条において同じ。)から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対しこれに伴う必要な措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年六月二七日法律第四一号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>第一 条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>(検討)</b></p> <p><b>第二 条</b> 政府は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による灾害をいう。以下この条において同じ。)から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対しこれに伴う必要な措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年六月二七日法律第四一号) 抄  <b>(施行期日)</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p>
---

<p><b>第一 条</b> この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>第八条</b> この法律の施行に関し必要な経過措置による改正前の災害対策基本法(次項において「旧災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正前の災害対策基本法(次項において「新災害対策基本法」という。)第十六条第四項の規定によりされた報告とみなす。</p> <p><b>第三条</b> 第一条の規定による改正後の災害対策基本法(附則第五条において「新災害対策基本法」の規定による改正後の災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)の規定によりされた報告とみなす。</p>
---



<p>(政令への委任)</p> <p><b>第十三条</b> 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則</b> (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>第四条</b> この法律は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第五十条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
<p><b>第五十七条</b> この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>第五十九条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>附 則</b> (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p>	<p><b>第六十条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>

<p><b>第二条</b> この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p><b>第五十一条</b> 附則第三条の規定（災害対策基本法第八条及び第五十五条において「旧災害対策基本法」という。）第二十四条第一項の規定により設置されている非常災害対策本部に関する組織、指定行政機関の長の権限の委任及び非常災害対策本部長の権限については、なお従前の例による。</p>
<p><b>第三条</b> この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p><b>第五十二条</b> 附則第三条の規定（内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。）</p>
<p><b>第四条</b> 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第五十三条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
<p><b>第五十七条</b> この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>第五十四条</b> 附則第三条の規定（内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。）</p>

<p><b>第五十五条</b> 附則第三条の規定（内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。）</p>	<p><b>附 則</b> (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>第五十六条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p><b>第五十七条</b> 附則第三条の規定（内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。）</p>
<p><b>第五十七条</b> この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>第五十八条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
<p><b>第五十九条</b> 附則第三条の規定（内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。）</p>	<p><b>第五十九条</b> 附則第三条の規定（内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。）</p>
<p><b>第六十条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p><b>第六十条</b> 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>